

第4回東岡崎駅交通結節点整備検討会資料

平成19年1月30日

東岡崎駅北口駅前広場の検討にあたっての与条件と基本方針（第4回検討会）

項目		与条件の内容	基本方針
第3回までの与条件と基本方針	用地	現広場東側へ用地を拡張する	六所神社敷地西側までを対象用地とする(約8,000㎡)
	道路網	堤防道路を対面通行にし、南北道路を配置する	駅前広場の入口と出口を分離する
	駅前広場	歩行者と車の動線分離 限られた用地内での駅前広場機能の確保	広場の立体化
	駅前広場の位置・区域	景観形成を考慮し、明代橋側(西側)に配置する	所要のバス、タクシースペースを地上レベルに配置する
	駅前広場の面積	最低4,600㎡以上(98年式算定値7,000㎡が目標)	2層式立体駅前広場とすることで必要面積を確保する
	駅舎	立体駅前広場及び自由通路と一体的に検討する	橋上駅舎化 桁下から軌道面まで6.5m以上の建築限界を確保
	自由通路の位置	立体駅前広場及び橋上駅舎と一体的に検討する	現在の地下通路の上部付近 橋上駅舎と一体的に検討を行う
	駅ビル敷地の位置・区域	景観形成を考慮し、東側に配置する	鉄道用地に接するように配置する 橋上駅舎及び自由通路に近接させる
	駅ビルの面積	敷地面積約2,500㎡	左記面積を確保するよう配慮する
	自動車動線処理・ネットワーク	原則、東側新設交差点が「IN」、西側現交差点が「OUT」、 バス・タクシーと一般車の分離 一般車は名鉄用地を通過しない	バス・タクシーは「東」から入り、「西」から出るものとする 一般車は「東」から入り、2階のロータリーで転回して「東」から出るものとする バス・タクシー用の車線と一般車の車線を設け、分離する バス・タクシー用と一般車用の入口を分離する
	歩行者動線処理・ネットワーク	駅舎、自由通路、駅ビル、駐車場・駐輪場及び既存商店街との連絡性を確保 2階デッキの桁下は4.7m以上の建築限界を確保	歩行者通路、広場を2階レベルに配置し、左記施設間を連絡する立体的な歩行者ネットワークを構築する バス・タクシーバスへのアクセスは地上レベルで確保する バス・タクシーバスへのアクセスは2階および地上レベルで確保する
	バス・バース数	8バース以上(現状量の確保)	左記の必要量を、駅南側への乗入れを考慮しながら検証し、基本方針を定める 北口広場整備完了時点での路線バスやコミュニティバス等の需要を踏まえたうえで、南口広場と機能を分担させる。 このため、現行バース数を確保して計画を策定する
	タクシー・プール数	13バース・プール以上(現状量の確保)	左記の必要量を検証し、基本方針を定める
一般車乗降バース数	可能な範囲内で確保	2階デッキ上に乗降バースを配置する 昇降用車路は「東」交差点に接続する 車路の縦断勾配は「道路構造令・小型道路・設計速度20kmの12%以下」	
その他駅前広場内導入施設	環境空間(交流機能、修景機能)の確保 バリアフリー対策の実施	2階デッキ上に多目的広場、修景広場等を配置する エレベータ、エスカレータ等について、橋上駅舎・自由通路、駅ビル内の施設との役割分担を踏まえて今後検討する	
今回提示する与条件と基本方針	用地		地権者に対して、必要があれば代替用地を用意する
	自動車動線処理・ネットワーク	県道の交通流円滑化を図るために、自動車交通を分散させる	地域の環境保全やバス利用者の利便性の観点から、最適なバス路線を検討する